

令和8年度三重県電力調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、令和8年度に三重県（以下「本県」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る落札資格の確認に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象機関)

第3条 本方針の対象機関は、知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、各種行政委員（会）事務局、警察本部の地域機関を含む本県の全ての機関（以下「各部局等」という。）とする。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- ① 二酸化炭素排出係数
- ② 未利用エネルギーの活用状況
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況
- ④ 省エネルギー（以下省エネ）に係る情報提供、簡易的ディマンド・レスポンス（以下DR）の取組、地域における再エネ創出・利用の取組、または環境マネジメントシステムの取組

(評価)

第5条 本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、別表1「三重県環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定し、その評価点等を「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（様式1、以下「評価項目報告書」という。）」に記載し、三重県知事に提出するものとする。

2 環境共生局長は、小売電気事業者から提出された様式1「評価項目報告書」の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

3 環境共生局長は、判定の結果について、各部局等の長及び各小売電気事業者へ通知するものとする。

(落札資格)

第6条 落札資格は、次のとおりとする。

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、第4条に定める取組の4項目に係る数値等を、別表1に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

(落札資格の確認)

第7条 各部局等の長は、各小売電気事業者の評価点を確認し、落札資格の有無を確認するものとする。

(再生可能エネルギー電気の調達)

第8条 各部局等は、電気の供給を受ける契約ごとに調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合を仕様書等に明記するものとする。調達する再生可能エネルギー電気の定義及び調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は、次のとおりとする。

ただし、本方針に基づき入札を実施した結果、入札不調となり、改めて本方針に基づいて入札を行う場合は、この規定を適用しないことができる。

(1) 再生可能エネルギー電気

再生可能エネルギー電気とは、以下の証書等により、再生可能エネルギーであることを証明された電気をいう。

ア 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書(再エネ指定)

イ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であってFIT非化石証書及びトラッキング付非FIT非化石証書(再エネ指定)、グリーンエネルギー証書(電力)、再生可能エネルギー電気由来のJ-クレジット

(2) 調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合

電気の供給を受ける契約における調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は、原則40%以上とする。

(特定電源割当証明書の提出)

第9条 第8条に規定する契約を締結した小売電気事業者は、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の割合について確認できる資料として、「特定電源割当証明書(様式2)」を電力供給終了後に発注者に提出するものとする。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを特定電源割当証明書提出後に発注者と協議により定めた期間内に提出するものとする。

2 第8条に規定する契約を締結した小売電気事業者は、供給先施設における再生可能エネルギー電気の調達に際しては、地域共生が図られていない発電施設において発電された電力の調達を回避するよう努めることとする。

(その他)

第10条 本方針により定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第11条 本方針に係る事務処理は、環境生活部環境共生局地球温暖化対策課において行う。

附則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 「三重県環境に配慮した電力調達契約評価基準」

要素	区分	配点
① 令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素 排出係数（調整後排出係数） 〔単位：kg-CO ₂ /kWh〕 * 1	0.000以上 0.350未満	70
	0.350以上 0.375未満	65
	0.375以上 0.400未満	60
	0.400以上 0.425未満	55
	0.425以上 0.450未満	50
	0.450以上 0.475未満	45
	0.475以上 0.500未満	40
	0.500以上 0.520未満	35
	0.520以上	0
②令和6年度の未利用のエネルギー活用状況 * 2	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況 * 3	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	導入していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネ創出・利用の取組、または環境マネジメントシステムの取組 * 4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

* 1 「令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。

小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの）。

- (1) 調整後排出係数とは、最新の「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」に基づき算定されたものをいう。
- (2) 温対法に基づき算定される小売電気事業者の基礎排出係数及び調整後排出係数については例年7月頃と12月頃の2回公表されている。7月頃に公表される事業者全体の排出係数は

前々年度のものである。他方、環境省が公表する裾切り評価に使用する供給区域別の配点例の作成に当たって参考とする調整後排出係数は、12月頃に公表される前年度のメニュー別排出係数、残差排出係数、及び小売電気事業者が温対法に基づき算定した排出係数であることから、裾切り方式の実施に当たっても、可能な範囲で最新の小売電気事業者が算定した調整後排出係数を使用するものとする。

*2 「令和6年度の未利用エネルギーの活用状況」とは、以下の方法で算出した数値をいう。

【算定方式】

$$\text{令和6年度の未利用エネルギーの導入状況（％）} = \frac{\text{①}}{\text{②}} \times 100$$

① 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）

② 令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）

(1) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

ア 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

イ 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

ア 工場等の廃熱又は排圧

イ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

ウ 高炉ガス又は副生ガス

*3 「令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況」とは、以下の方法で算出した数値をいう。

ただし、①から⑥の再生可能エネルギー電気の利用量は令和6年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

【算定方式】

$$\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

- ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量 (送電端 (kWh))
- ② グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの証書 (電力) の量 (kWh)
- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量 (kWh)
- ⑥ 令和6年度の供給電力量 (需要端 (kWh))

- (1) 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備 (太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマス) による電気を対象とする。
- (2) 民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書の CO₂ 排出削減価値を国が認証することにより、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。
- (3) グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO₂削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量 (kWh) とする。
- (4) 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用による CO₂ 等の排出削減量、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。
- (5) 非化石価値取引市場には「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」があり、FIT 非化石証書は「再エネ価値取引市場」で、非 FIT 非化石証書は「高度化法義務達成市場」でそ

れぞれ取引きされる。

＊４ 加点する取組は、次のとおりとする。

ただし、(1)または(2)のどちらか一方の取組を実施していれば加点となるが、両方の取組を実施していても重複加点はしない（加点は最高５点とする）。

(1) 省エネに係る情報提供及び簡易的DRの取組

省エネに係る情報提供及び簡易的DRの取組について、需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力ディマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力量を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

(2) 地域における再エネ創出・利用の取組

地域における再エネ創出・利用の取組について、地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

(3) 環境マネジメントシステムの取組

加点対象となる環境マネジメントシステムの取組は、「ISO14001」、「M-EMS」、「KES」、「エコアクション21」、「エコステージ」とする。